

# 「商店街観光受入支援等アドバイザー派遣業務委託」

## 企画提案募集要項

令和8年3月

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課

## 1 趣旨

この要項は、商店街等における観光客の受入環境の向上を図り、観光と市民生活の調和を図りながら地域のにぎわい創出を促進するために実施する「商店街観光受入支援等アドバイザー派遣業務委託」の契約候補者を選定するための提案競技について、必要な事項を定める。

## 2 事業の概要

### (1) 目的

福岡市では近年、外国人旅行者をはじめとする観光客が増加しており、商店街においても観光客の受入環境の整備が求められている一方で、商店街は地域住民の生活を支える重要な場でもあり、観光客の増加による影響への配慮も必要である。

本事業では、商店街の観光受入に関する専門的知見を有するアドバイザー「商店街観光受入支援等アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）を商店街へ派遣し、多言語案内やマナー啓発等、観光客の受入環境整備に関する助言・支援を行うことで、観光と市民生活の調和を図りながら、商店街の活性化及び地域のにぎわい創出を図ることを目的とする。

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※ただし、令和8年度予算の成立を前提とし、契約締結日は令和8年4月以降となる。

※令和9年度以降は、前年度の業務の履行状況が良好な場合に限り、令和8年度を含め3年を限度に福岡市は、当該契約相手方との随意契約を締結することを可能とする。

ただし、次の場合に該当する場合は、契約期間の満了を待たずに契約を解除するか、または、契約の更新を行わないことがある。

- ・法令、委託契約書、委託仕様書の規定を遵守しない場合
- ・公平性や効率性の観点から行う市の指導・指示に従わない場合
- ・その他、福岡市の施策の変更等、市が必要と認める場合

### (3) 提案限度額

4,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※ただし、令和8年度予算の成立を前提とし、上限を超える場合は失格とする。

## 3 業務内容 ※詳細は別紙1「仕様書」のとおり

商店街観光受入支援等アドバイザー派遣事業

- ・商店街向け本事業チラシの作成および配布
- ・商店街へのアドバイザー派遣および助言
- ・派遣実施報告 等

#### 4 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 福岡市内に本社がある者、または支社、支店、営業所等がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (6) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

#### 5 スケジュール

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 公募開始    | 令和8年3月23日（月）     |
| (2) 質問の受付締切 | 令和8年3月30日（月） 17時 |
| (3) 質問の回答   | 令和8年4月2日（木）      |
| (4) 参加の申込締切 | 令和8年4月6日（月） 17時  |

(5) 参加辞退届の提出締切	令和8年4月13日(月) 17時
(6) 企画提案書の提出締切	令和8年4月13日(月) 17時
(7) プレゼン審査(企画提案競技審査会)	令和8年4月16日(木) 予定
(8) 契約候補者決定	令和8年4月20日(月) 予定
(9) 契約締結	令和8年4月下旬予定

## 6 質問書の提出

### (1) 提出期限

令和8年3月30日(月) 17時まで

### (2) 提出方法

- ・提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問書(様式1)に記載の上、当該質問書を下記「(3)提出先」に電子メールで提出すること。
- ・電子メール送付後は、下記「(3)提出先」に記載の電話番号に連絡すること。

### (3) 提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2階  
 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 担当：平野、篠原  
 電子メール：chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp  
 電話番号：092-441-3303(直通)

### (4) 質問に対する回答

回答は、令和8年4月3日(金)までに福岡市ホームページ(創業・産業・ビジネス) > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等に掲載予定。

## 7 提出書類

### (1) 参加申込関係書類

#### ① 申込期限

令和8年4月6日(月) 17時まで ※必着

#### ② 申込方法

- ・下記「③提出先」に「④提出書類」を電子メールで提出すること。
- ・標題は「【アドバイザー派遣】提案競技への参加申込(提案者名)」とすること。
- ・電子メール送付後は「③提出先」に記載の電話番号に連絡すること。
- ・「④提出書類」の原本については、令和8年4月6日(月)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日必着)。

なお、やむを得ず持参する場合は、「③提出先」に記載する住所へ持参すること(受付時間：平日10時～17時)。

#### ③ 提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2階  
 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 担当：平野、篠原

電子メール：chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-441-3303（直通）

#### ④提出書類

##### **ア 提案競技参加申込書（様式2）**

##### **イ 会社概要（パンフレット等）**

##### **ウ 以下、(ア)～(キ)の書類一式**

ただし、(ア)～(ウ)については提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、(ア)～(キ)の提出を免除する。

##### (ア) 登記事項証明書

※法務局発行の「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」を提出すること。

##### (イ) 市町村税を滞納していないことの証明

※福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことを確認できるものを提出すること。

##### (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は、「納税証明書（その3）」または「納税証明書（その3の2）（その3の3）」を選択すること。

##### (エ) 委任状（様式3）

※この提案競技の案件に係る福岡市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合のみ提出すること。

##### (オ) 誓約書（様式4）

##### (カ) 役員名簿（様式5）

※代表者及び役員（エの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

##### (キ) 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

##### **ク 共同提案者構成表（様式6）**

※複数の者で共同提案を行う場合のみ提出すること。

#### ④提出部数

原本：1部 電子データ：各1ファイル

#### ⑤留意事項

(ア) JVとして参加する場合は、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

④のイ～ウはすべての構成員が提出すること。

(イ) 申込後、前述の参加資格（「4 この提案競技に参加する者に必要な資格」参照）を満たしていないことが明らかになった場合は、当該参加申込は取消しとなる。

(ウ) 提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、**令和8年4月13日（月）17時まで**に、メールで「7(1)③提出先」まで提案競技参加辞退届（様式7）を提出すること。

### (2)企画提案関係書類

#### ①提出期限

**令和8年4月13日（月）17時まで ※必着**

#### ②提出方法

- ・下記「③提出先」に「④提出書類」を電子メールで提出すること。
- ・標題は「【アドバイザー派遣】企画提案書（提案者名）」とすること。
- ・電子メール送付後は「③提出先」に記載の電話番号に連絡すること。
- ・「④提出書類」の原本については、**令和8年4月13日（月）まで**に、特定記録または簡易書留で郵送すること（**当日必着**）。

なお、やむを得ず持参する場合は、「③提出先」に記載する住所へ持参すること（受付時間：平日10時～17時）。

#### ③提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2階  
福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 担当：平野、篠原  
電子メール：chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp  
電話番号：092-441-3303（直通）

#### ④ 提出書類

##### ア 企画提案書

- ・提出する書類の規格は、印刷する際にA4版横、横書き、両面印刷、上2箇所綴じを想定した電子データとすること。
- ・表紙、企画提案書本文等を含め20ページ以内で作成すること。
- ・提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付すこと。
- ・提案書の正本については提案者名（企業名）を記載し、押印すること。  
副本については全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにすること。
- ・複数の者で共同提案を行う場合も同様に提案者名がわからないようにすること。

- ・以下の項目を企画提案書に明記すること。

なお、(ア)～(ウ)については、その記載順を示すものではないため、企画提案競技の際、説明しやすい順序に入れ替えることは可能とする。

#### **(ア) 派遣するアドバイザーの提案**

本事業において派遣を予定するアドバイザーについて提案すること。

提案にあたっては、以下の内容を記載すること。

- ・アドバイザーの氏名または想定される専門分野
- ・主な専門分野（例：商店街支援、地域活性化、インバウンド対応、情報発信等）
- ・関連する資格（例：中小企業診断士、観光関連資格、地域づくり関連資格等）
- ・これまでの主な実績（商店街支援、観光関連事業、地域活性化支援等）
- ・本事業において想定する役割や支援内容

なお、複数のアドバイザーを想定する場合は、専門分野の違いや役割分担が分かるよう整理して記載すること。

#### **(イ) 商店街向けチラシデザイン**

本事業および商店街社会課題解決型補助金の概要を示した商店街向けチラシのデザインを提案すること。（A 4 / 両面 / 4 C）

なお、デザインの面積割合は本事業を8割程度、商店街社会課題解決型補助金を2割程度とし、観光に関する取組の事例や申請方法、派遣するアドバイザーの紹介等、商店街がアドバイザーを活用したくなるような、わかりやすい掲載内容とすること。

#### **(ウ) ケーススタディ**

下記商店街を想定し、本事業のアドバイザーとして派遣され、第1回目の顔合わせにおいて下記ケースを共有した後、第2回目の商店街訪問時に、どのような助言・提案を行うかについて、以下の観点を踏まえ整理すること。

- ・商店街の現状をどのように整理するか
- ・どのような視点で課題を整理するか
- ・商店街にどのような進め方を提案するか

※本事業は、観光客が商店街を訪れている状況を踏まえ、観光客の利便性向上や分かりやすい案内環境の整備等、商店街が無理なく受け入れられる環境づくりを基本とするものである。

また、こうした取組みにより、来街者の回遊や消費、商店街のにぎわいの向上につながる場合もあることから、観光客の来街を前提とした情報発信や回遊促進の工夫等の提案を妨げるものではない。

したがって、これらの提案についても、観光と市民生活との調和が図られていることを前提として、評価対象とする。

## <想定商店街（ケース）>

- 福岡市内の住宅地にある全長約 350m、約 65 店舗の地域密着型で全蓋式アーケードを備えたA商店街。
- 飲食店、惣菜店、日用品店等の個人商店が中心で、周辺にはマンションや戸建住宅が多く、主な利用者は近隣住民である。
- 近年、商店街から徒歩圏内にある観光スポットが SNS 等で紹介されるようになり、外国人観光客を含む来街者を見かける機会が少しずつ増えている。  
ただし、その多くは特定の人気飲食店を目的に訪れている様子で、商店街内を回遊している様子はあまり見られない。
- 昼間の時間帯には外国人観光客を見かけることもあるが、来街者の属性や行動について、商店街として把握できている情報はほとんどない。
- 商店街ではこれを機会に、来街者が商店街内をもう少し回遊してくれるような環境づくりができないかと考えている。
- 一方で、商店街内部の店舗では、「観光客が増えることを歓迎する店舗」「常連客中心の営業で十分と考える店舗」で二分化しており、観光対応に対する温度差も見られる。
- A商店街の会長としては、
  - ・来街者が商店街内を少しでも回遊してくれる環境を作りたい
  - ・外国人観光客にも分かりやすい案内表示等を整備したいと考えているが、
  - ・観光客対応に積極的な店舗とそうでない店舗の温度差
  - ・商店街としてどの程度観光客対応を進めるべきか
  - ・何から取り組むべきかについてはまだ整理できておらず、まずは専門家の視点から今後の方向性について助言を受けたいと考えている。

## (エ) 業務実施体制

本業務を実施する体制について記載すること。

- ・担当予定者（受付窓口、アドバイザー等）
- ・業務分担
- ・業務遂行体制 等

### (オ) 類似業務実績

次のような業務の実績について記載すること。

- ・商店街支援
- ・観光受入環境整備
- ・地域活性化
- ・観光関連事業 等

### (カ) 追加提案（自由提案）

本事業の目的を踏まえ、業務をより効果的に実施するための取組について、追加の提案があれば記載すること。

（提案例）・相談内容の整理や助言内容を蓄積するための報告方法

- ・商店街ごとの課題や成果を分析・整理する仕組み
- ・商店街が継続的に取組を進めていくための仕組み（自走化・観光戦略）

なお、本提案は必須ではないが、提案する場合は本業務の範囲内で実施可能な内容とすること。

**イ 同種または類似業務の実績表（様式 8：実績がない場合は提出不要）**

**ウ 見積書（様式 9）**

#### ④ 提出部数

原本：正本 1 部、副本 6 部 電子データ：各 1 ファイル

## 8 企画提案競技審査会

### (1) 日程

令和 8 年 4 月 16 日（木） ※予定

### (2) 場所

福岡市中小企業サポートセンター 第 2 研修室

（福岡市博多区博多駅前 2 丁目 9-28 福岡商工会議所ビル 2 階）

### (3) プレゼンテーションの時間

25 分程度（提案書説明 15 分、質疑応答 10 分程度を予定）

※出席者は、1 者 3 名まで（複数の者で共同提案を行う場合も同じ）とする。

※プロジェクター等の使用については参加申込時に相談すること。

※プレゼンテーション途中で持ち時間（15 分）を経過した場合、プレゼンテーション時間の延長は行わない。

※プレゼンテーション実施の詳細（集合時間等）は、令和 8 年 4 月 8 日（水）までに、参加者宛に電子メールで通知する。

### (4) 選定方法

最優秀提案者を選定するために福岡市が設置する審査会において、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、別紙 2「企画提案評価表」の評価基準に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。  
※評価点が同点の場合は、重要項目の評価点が高い者を上位とし、重要項目の評価点も同点の場合は、審査員が協議のうえ決定する。

#### (5) 結果通知

令和8年4月20日(月)までに電子メール等で担当者に連絡する。

また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する意義・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

### 9 採点方法及び契約相手方の決定方法

#### (1) 採点方法

別紙2「企画提案評価表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかによって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

#### (2) 最低基準について

評価表による配点の合計点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

#### (3) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、審査員が協議のうえ決定する。

#### (4) 決定後の手続

審査会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

### 10 苦情申立てについて

(1) 本件の提案競技手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。ただし、苦情を申し立てることができる者及び苦情を申し立てることができる期間は限られている。

(2) 本件の提案競技手続に関し、苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請または提案により必要と認められるときは、提案競技の執行または契約の締結若しくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(3) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/complaint.html>

### 11 その他の留意事項

(1) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認められないものとする。

(2) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、審査員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、見積額が「2(3) 提案限度価格」に定める額を超えている場合、並びに事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。
- (6) 選定結果に関する質問には一切回答しない。
- (7) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (8) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (9) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではない。
- (10) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (11) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属するが、選定に係る審査を行う場合、選定後に事業計画の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときは、提案事業者の承諾を得ずに全部または一部を使用し、複製することがある。
- (12) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (13) 別紙1「仕様書」の業務内容については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議の上、変更することがある。
- (14) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

**【資料】**

別紙 1 仕様書

別紙 2 企画提案評価表

**【様式】**

様式 1 提案競技質問書

様式 2 提案競技参加申込書

様式 3 委任状

様式 4 誓約書

様式 5 役員名簿

様式 6 共同提案者構成表

様式 7 提案競技参加辞退届

様式 8 同種または類似業務の実績表

様式 9 見積書